

福島県環境創造センター交流棟運営業務に係る公募型プロポーザル公募要領

1 委託の趣旨

福島県環境創造センター交流棟（以下「交流棟」という。）は、放射線に関する正確な理解を促進し、また、福島県の現状を伝えることを目的とした展示施設であり、平成 28 年 7 月 21 日にオープンしました。

本件は、交流棟の運営業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、提案された企画内容を検討し、本業務を効果的かつ効率的に実施する能力を有する企画提案者を、交流棟運営業務の委託候補者（以下「業務委託候補者」という。）として選定（以下「本プロポーザル」という。）するものです。

2 業務の概要

(1) 業務件名

令和 7 年度福島県環境創造センター交流棟運営業務

(2) 業務内容

別紙「福島県環境創造センター交流棟運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料の上限

165,811,140 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 現在予定している金額であり、今後の予算編成過程及び議会での審議において変更となる可能性があります。なお、このことに伴い、本プロポーザル参加者又は業務委託予定者に損害が生じた場合であっても、その損害については一切負担しません。

3 プロポーザル概要

(1) 業務委託候補者選定方式

公募型プロポーザル方式

(2) 主催

福島県

(3) 事務局

福島県環境創造センター総務企画部企画課

4 プロポーザル参加の資格

本プロポーザルへの参加資格は、次の要件を全て満たすこととします。

なお、参加者について法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。

また、複数の者で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による参加の場合には、グループの名称、代表となる者などを規定した規約等を策定するものとします。

さらに、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）で

ないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 平成31年度以降、国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）が整備した常設展示施設において、施設運営業務の履行実績を有する者であること。
- (8) 本業務を執行する体制が万全であり、発注者の指示に誠実に対応し、また、期日を遵守して、確実に業務を履行できる能力を有すること。

5 関係書類の入手方法

本公募要領、仕様書、各様式等については、福島県環境創造センターウェブページ（※1）からダウンロードして入手してください。

なお、福島県環境創造センターの窓口、郵送等での配付は行いません。

※1 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/298/>

6 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年2月6日（木）から令和7年2月17日（月）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、福島県環境創造センター総務企画部企画課宛に電子メールにより提出をしてください。

また、電子メールによる質問書の件名は「【質問書】福島県環境創造センター交流棟運営業務に関する質問」とし、電子メール（※2）で送付するとともに、送付した旨を福島県環境創造センター総務企画部企画課まで電話（0247-61-6128）でお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

（※2）kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、福島県環境創造センターホームページに随時公表します。（個別の回答は行いません。）

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「福島県環境創造センター交流棟運営業務に係る公募型プロポーザル応募申込書」(第5号様式)(以下「応募申込書」という。)にア及びイの書類(以下「企画提案書等」という。)を添付し提出してください。

ア プロポーザル参加者関係書類

- (ア) 法人等概要書(第2号様式)及び直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の参加者の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (イ) 業務実施体制書(第3号様式)
- (ウ) 誓約書(第4号様式)
- (エ) 類似業務受託実績資料(本業務と類似した業務の契約書及び仕様書の写し) ※最大5件まで。(審査の対象となります)

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案書には、本業務を円滑かつ着実に遂行できる提案を具体的に記載するほか、イメージ図を添付するなどし、分かりやすい企画提案書の作成に努めてください。

- (ア) 業務執行体制に関すること
 - a 本業務を適切に遂行するための体制(スタッフ人員の確保、配置)
 - b 本業務と類似した業務の受託実績
 - c 本業務を適切に遂行するための経営基盤
 - d スタッフの養成研修
- (イ) 展示等運営業務に関すること
 - a 来館受付業務
 - b 展示室及び環境創造シアターアテンド業務
 - c 学習用教材の開発業務
 - d 体験研修プログラムの開発、運営業務
 - e 広報業務
 - f 地域活性化を考慮した運営
- (ウ) 普及啓発業務に関すること
 - a 来館促進業務
 - b 学校団体来館促進事業
 - c 自主イベント企画運営業務(仕様書7(2)ウ(イ)に示す中規模イベントの第1回に関しては詳細な企画内容を提案すること)
- (エ) コミュタンサイエンスアカデミアに関すること
 - a コミュタンサイエンスアカデミア Basic コース及び Advanced コースについて、各コースの目的や県内の小・中学生の放射線や震災、環境等に関する学習の習熟度を踏まえ、適切な受講対象学年を選定し、提案するとともに、各コースの年間スケジュール及び講座内容を提案すること。
なお、必須プログラムは「コミュタンサイエンスアカデミア」仕様書2(8)のとおりとし、開催日時は交流棟の開館日・開館時間、小・中学校の夏季・冬季休業期間等を踏まえて調整し設定すること。
 - b 年間を通して講座を指導する講師を選定し、提案すること。
 - c 参加者特典として、受講者の参加意欲・学習意欲を向上させるような記念品等を提案すること。
 - d 「コミュタンサイエンスアカデミア」仕様書3(4)イ及びウの広報宣伝について、方法を提案すること。
- (オ) 一般向け人材育成講座に関すること
 - a 本講座の名称について提案すること。
 - b 本講座の年間スケジュール及び講座内容を提案すること。

なお、必須プログラムは「一般向け人材育成講座」仕様書2(6)のとおりとし、開催日時は交流棟の開館日・開館時間、高等学校等の夏季・冬季休業期間等を踏まえて調整し設定すること。

- c 講師及び講演会に招聘する著名人を選定し、提案すること。原則、提案前に各依頼予定者に本講座の趣旨・対応予定日を打診し、内諾を得ておくこと。
- d 参加者特典として、受講者の参加意欲・学習意欲を向上させるような記念品等を提案すること。
- e 「一般向け人材育成講座」仕様書3(3)の広報宣伝について、方法を提案すること。

(カ) その他業務に関すること

a 来館者満足度調査の実施方法

本業務に当たり必要と見込まれる人件費、備品整備費、消耗品費及びその他の経費について、可能な限り細分化し、項目に漏れのないよう記載してください。

(2) 提出部数

ア (1)アに関する書類

1部(正本1部)

イ (1)イに関する書類

7部(正本1部、副本6部)提出してください。

(3) 提出用紙

A4サイズを基本(A3折込可)としてください。

(4) 提出期間

令和7年2月6日(木)10時00分から令和7年2月26日(水)17時00分まで

(5) 提出方法

郵送又は持参により「11 問合せ先等」に提出してください。

* 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時00分までとします。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出期間外に企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、本プロポーザル参加者又はその役員が刑法に定める容疑により起訴又は逮捕された場合

カ 本公募要領に違反すると認められる場合

キ プロポーザル審査会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した場合

ク その他、福島県の担当者が予め指示した事項に違反した場合

* 失格又は無効の有無については、令和7年2月27日(木)に応募者へ書面及び電話により個別に連絡します。

(2) 複数提案の禁止

1者が複数の企画提案書等の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(4) その他

- ア 参加者は、応募申込書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて本プロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とし、提出された企画提案書等は、返却しません。なお、提出後の企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

本プロポーザルによる参加者からの提案を受け、福島県はプロポーザル審査会により、これを総合的に評価し、業務委託候補者及び次点を選定します。（審査項目及び配点は下記参照）

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

令和7年3月3日（月） * 時間は別途通知します。

イ 会場

福島県環境創造センター本館2階大会議室（福島県田村郡三春町深作10番2号）

ウ 所要時間

40分間以内の説明と10分間以内の質疑を実施します。

エ 採点方法

各審査項目を次の5段階で評価し、各審査項目の配点に各評価段階に充てられた係数を乗じて評価点とします。各審査員の各審査項目の評価点の総和を総合評価点とします。

なお、全審査委員の合計得点の平均が90点以上であることを条件とします。

評価段階		係数
5	特に優れている	1
4	優れている	0.8
3	普通	0.6
2	多少不十分である	0.4
1	不十分である	0.2

例) 審査項目「本業務の目的を効果的に達成することができるイベント内容であるか。」(配点40点)の場合

A社 … 評価段階5 → 評価点40点

B社 … 評価段階2 → 評価点16点

C社 … 評価段階4 → 評価点32点

オ 審査項目及び配点

審査基準は次のとおりとします。

【審査基準】

項目番号	審査項目		配点	
1	(1)	業務執行体制	本業務を適切に遂行するための体制、スタッフ人員の配置に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	20
	(2)		本業務と類似した業務の十分な受託実績があるか。	5
	(3)		本業務を適切に遂行するための経営基盤を有しているか。	5
	(4)		スタッフの養成研修に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
2	(1)	展示等運営業務	受付業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5

	(2)		展示室及び環境創造シアターのアテンドに関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	15
	(3)		学習用教材の開発業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
	(4)		体験研修プログラムの開発、運營業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか	15
	(5)		広報業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
	(6)		地域活性化を考慮した運営に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
3	(1)	普及啓発業務	来館促進業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
	(2)		学校団体来館促進業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
	(3)		自主イベント企画運營業務に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	15
	(4)		「コミュタンサイエンスアカデミア」に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	10
	(5)		「一般向け人材育成講座」に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	10
4	(1)	事業経費積算	人件費、備品整備費、消耗品費及びその他の経費が提案内容に沿って適切に計上されているか。	15
5	(1)	その他業務	来館者満足度調査の実施方法に関する提案に妥当性、具体性及び実現性があるか。	5
合計				150

(3) 通知等

ア 審査の結果は、本プロポーザル審査会参加者全員に通知するとともに、福島県環境創造センターホームページ（「11 問合せ先等」参照）に公開します。

なお、ホームページには参加者全員の総合評価点を掲載します。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に書面により選定されなかった理由について回答を請求することができます。また、その回答は書面が到達した日から起算して2週間以内に行います。なお、回答の内容は「請求者及び業務委託候補者におけるそれぞれの審査項目毎評価点（審査項目毎に各審査委員の得点を合計したもの）及び総合評価点」となります。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託候補者と発注者が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託候補者が提案した内容を基本としますが、より効果的な業務実施のため、協議において提案内容の精査を行い、提案の内容が一部反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、契約額は見積限度額を超えないものとします。

ウ その他

- ・業務委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。
- ・企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、発注者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

10 主なスケジュール

公告	令和7年2月6日(木)
質問受付期間	令和7年2月6日(木)～令和7年2月17日(月)
質問への回答	令和7年2月18日(火) (予定)
応募申込書の提出期限	令和7年2月6日(木)～令和7年2月26日(水)
審査会の開催通知	令和7年2月27日(木)
審査会開催	令和7年3月3日(月)
審査結果通知・公表	令和7年3月19日(水) (予定)
契約締結	令和7年4月1日(火)

11 問合せ先等

本プロポーザルに係る問合せ先及び関係書類の提出先は次のとおりです。

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作10番2号

福島県環境創造センター総務企画部企画課

電話：0247-61-6128

FAX：0247-61-6119

E-mail：kansou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp